

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する 認定基準の改定について

青少年課 非行防止担当

標記認定基準について、以下の通り改定することについて、青少年健全育成審議会にて審議していただきたく提案いたします。

1 改定の経緯

平成28年8月12日（金）に開催した「平成28年度第2回埼玉県優良図書選定委員会」において、委員から埼玉県推奨図書の認定基準について、「乳幼児向け図書の認定基準が不明確である」「今年度も障害者を題材とした図書が複数選定されたが関連する認定基準が不明確である」ため、認定基準を見直したらいかがかとの意見が出された。

そこで、事務局（青少年課）内で検討し、平成29年度の第1回優良図書選定委員会（平成29年5月開催予定）において回答するとした。

※現行の認定基準は昭和58年10月1日に施行されている。乳幼児向け図書の推奨は平成17年度からであり、現行の認定基準には乳幼児向け図書の推奨を意識した認定基準がない。

※平成28年度埼玉県推奨図書（30冊）のうち、障害者を題材とした推奨図書は次の4冊である。なお、平成27年度には3冊推奨されている。

- ① 光を失って心が見えた 全盲先生のメッセージ（中学生向け）
- ② コービーの海（中学生向け）
- ③ テオの「ありがとう」ノート（中学生向け）
- ④ 恋したひとは車いす（高校・青年向け）

2 事務局（青少年課）の考え

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準について、3ページの改定（案）のとおり改定し、平成29年度の埼玉県優良図書の選定から適用したい。

【現行】

「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

（昭和58年10月1日 施行）

（平成16年1月20日 改定）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの
- (2) 社会の良識を身につけ、正しい知識と教養を深めるもの
- (3) 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの
- (4) 思いやりや社会性、倫理観や正義感などの豊かな人間性を養うもの
- (5) 自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つもの
- (6) 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などの生きる力を育むもの
- (7) 郷土を愛し、郷土の良さを認識するのに役立つもの
- (8) 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの
- (9) その他青少年の健全育成に特に役立つもの

【改定（案）】

「埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）」

（昭和58年10月1日 施行）

（平成16年1月20日 改定）

（平成29年2月9日 改定）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの
- (2) 社会の良識を身につけ、正しい知識と教養を深めるもの
- (3) 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの
- (4) 思いやりや社会性、倫理観や正義感などの豊かな人間性を養うもの
- (5) 自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つもの
- (6) 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などの生きる力を育むもの
- (7) 郷土を愛し、郷土の良さを認識するのに役立つもの
- (8) 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの

(9) 乳幼児期の発育・発達に役立つもの

(10) 共生社会の形成に向けて理解と意識を高めるもの

(11) その他青少年の健全育成に特に役立つもの